

## 組織・会則

### 岡山実験動物研究会役員

#### 会長

倉林 謙 (岡山大・自然生命科学研究支援センター・動物資源部門・助教授)

#### 理事

石井 猛 (岡山理大・工・教授)

栗本 雅司 (榊林原生物化学研究所・藤崎研究所長)

嶋村三智也 (榊クラレ・構造物性研究所・研究専任職)

高橋 正侑 (ノートルダム清心女子大・家政学部・教授)

初鹿 了 (川崎医科大・名誉教授)

三谷 恵一 (岡山大・名誉教授)

元田 龍一 (榊林原生物化学研究所・藤崎細胞センター・主管研究員)

#### 常務理事

浅田 伸彦 (岡山理大・理・助教授)

新井 成之 (榊林原生物化学研究所・藤崎研究所・主席研究員)

大森 齋 (岡山大・工・生物機能工学・教授)

河田 哲典 (岡山大・教育・食物学・助教授)

国枝 哲夫 (岡山大・農・動物遺伝解析学・教授)

佐藤 勝紀 (岡山大・農・実験動物学・教授)

佐藤 芳範 (バイオアクティブおかやま・プロジェクトマネージャー)

杉本 幸雄 (岡山大・薬学部・薬物学・助教授)

辻岡 克彦 (川崎医大・生理学・教授)

内藤 一郎 (岡山大・大学院医歯学総合研究科・人体構成学分野)

山本 敏男 (岡山大・大学院医歯学総合研究科・機能再生・再建科学専攻・教授)

#### 監事

中永征太郎 (ノートルダム清心女子大・家政学部・教授)

河本 泰生 (元岡山大・農・家畜生産技術学・助教授)

### 【第48回岡山実験動物研究会の開催】

本年、11月26日(金)午後1時30分からピュアリティまきび(まきび会館)で開催を予定しています。この研究会では招待・特別講演など3題と懇親会を企画します。講演の内容や講師の先生にご希望のある方は事務局または最寄りの常務理事にお知らせいただきますようお願い致します。プログラムが出来次第、会員の皆様に本研究会のご案内を致します。

### 【事務局からのお知らせ】

岡山実験動物研究会は賛助会員、正会員の皆様のご支援とご指導により、今年12月に創立22周年目を迎えることになりました。今後も、榊林原生物化学研究所・藤崎研究所の関係者のご協力をいただきながら、取り組んでいきたいと考えておりますので、会員の皆様には引き続きご指導とご鞭撻を賜りますようお願い致します。

会の運営や研究会の企画、会報の編集、内容などにご希望、ご意見がありましたら、ご遠慮なく事務局または最寄りの常務理事までご連絡下さい。

事務局住所は下記の通りです。

〒700-8530 岡山市津島中1丁目1-1

岡山大学農学部 国枝哲夫

TEL:086-251-8314

FAX:086-251-8388 (庶務係)

E-mail: [tkunieda@cc.okayama-u.ac.jp](mailto:tkunieda@cc.okayama-u.ac.jp)

### 【会費納入のお願い】

平成16年度の年会費として、正会員は1,000円、賛助会員は30,000円(一口)を徴収致しますので、本会報に挟み込まれている郵便払込通知票を用いて、年会費をお振込み下さいませようお願い致します。

### 【編集後記】

今回も、会報の編集、発行に当たって、多大なご協力をいただいた榊林原生物化学研究所・藤崎研究所のスタッフの皆様方に感謝申し上げます。

新たな企画として、常日頃のご支援に感謝の意を込めて賛助会員の広告頁を設けました。但し、誌面に制約がありましたことをご詫言致します。

今年は台風がすでに8回も日本に上陸し、猛威を振いました。アメリカではハリケーン、ヨーロッパ、東南アジアでは大洪水、アフリカでは干ばつ、北欧・北米では寒波など、世界の各地で異常気象が起っています。

平成16年1月18日付けの山陽新聞の記事によると、79年ぶりに日本に上陸した高病原性鳥インフルエンザ。専門家は、ここ数年各地で頻発している人への感染で、“種の壁”を超え、新しいインフルエンザが生まれることに危機感を強めている。渡り鳥のカモから鶏などの家禽類、そして人間へというのが感染ルート。そして、人間が、鳥と人間のインフルエンザウィルスと同時に感染すると、体内でウィルスが遺伝子を交換、人間への強い感染力を持つ新型ウィルスが誕生するとされる。今後、高病原性鳥インフルエンザの感染拡大の防止対策と治療法の確立が急務とされています。

## 岡山実験動物研究会会則

## (名 称)

第1条 本会は岡山実験動物研究会（英文名：Okayama Association for Laboratory Animal Science）と称する。

第2条 本会は岡山県内並びに県外において実験動物及び動物実験に関心をもつ人々によって組織された団体である。

## (目 的)

第3条 本会は実験動物及び動物実験についての知識の交流をはかり、あわせてこれら関連領域の進展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、講演会等の開催
2. 会誌及び関係学術資料の刊行
3. 会員相互の連絡
4. その他必要と認められる事業

## (会 員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して、所定の入会申込書を提出した個人とする。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、理事会の承認を経て所定の入会申込書を提出した個人または法人とする。
3. 名誉会員 本会の発展に功労があった者で、理事会の承認を経て推薦された者とする。

## (役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 理 事 15名以上25名以内（うち、会長1名及び常務理事若干名）
2. 監 事 2名
3. 評議員 若干名

## (役員を選任)

第7条 会長及び常務理事は理事の互選によりこれを定める。理事は正会員の互選により選出された者とする。監事及び評議員は理事会が選出し、会長がこれを委嘱する。

## (役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。必要に応じ理事会及び常務理事会を召集する。会長に事故あるときは、理事の互選により1名を選び、会長の仕事を代行する。
2. 理事は理事会を組織し、本会の会務を審議し、議決する。
3. 常務理事は会長を補佐し、庶務、会計、渉外、集会、広報などの実務を担当する。
4. 監事は本会の会計を監査する。
5. 評議員は評議員会を組織し、会長の諮問をうけ、重要事項を審議する。

## (役員任期)

第9条 本会の役員任期は2年とし、再選は妨げない。

## (会 計)

第10条 本会の経費は正会員並びに賛助会員の会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。会計年度は暦年度とし、会費は別に定める。

## (運営規則)

第11条 本会の運営はこの会則によるが、会則の変更は理事会の議決を経て、総会の承認を受けることとする。

## (総会の構成)

第12条 総会は正会員をもって組織する。

## (退 会)

第13条 会員が脱会しようとするときは、脱会届けを会長に提出しなければならない。

## (事務局)

第14条 本会に事務局を置く。

本会則は平成2年12月1日より施行する。

本会則は平成15年11月28日に一部改正。